

託送供給等特例認可について

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係わる料金等の特別措置)

当社は、託送供給等約款（平成 30 年 9 月 7 日届出）以外の供給条件（別紙）により託送供給を行なうことについて、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、平成 30 年 9 月 7 日に特例認可申請を行ない、平成 30 年 9 月 25 日付で経済産業大臣より認可を得ましたので、お知らせします。

平成 30 年 9 月 27 日

東北電力株式会社

託送供給等約款以外の供給条件の内容

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し、平成23年3月11日、3月12日、3月15日に避難指示および屋内退避指示がなされ、4月22日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域、6月30日、7月21日、8月3日、11月25日に特定避難勧奨地点の設定がなされた。その後、同法にもとづき、平成24年4月1日、4月16日、7月17日、8月10日、12月10日、平成25年3月22日、3月25日、4月1日、5月28日、8月8日、平成26年10月1日に避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域の設定がなされた。(以下、平成26年10月1日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示、同区域における警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域の設定、ならびに当社供給区域内における特定避難勧奨地点の設定を「避難指示等」という。)

このため、避難指示等がなされた地域において、避難された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。ただし、第3項については、避難された電気の使用者が、避難にともない当社供給区域内の他の需要場所において電気を使用する場合で、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があったときについても、適用するものとする。

- 1 避難された電気の使用者のうち平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震により被災された電気の使用者を需要者とする供給地点（以下「避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点」という。）において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等が解除された日（以下「避難指示等解除日」という。）の半年後までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款（平成 30 年 9 月 7 日付届け出。以下「託送供給等約款」という。）69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
- 2 契約者が、避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）および 62（計量器等の取付け）(5)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 3 避難された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を、契約者が新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを廃止または減少しようとする場合は、託送供給等約款 53（供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）(1)イの規定にかかわらず、接続送電サービス料金、予備送電サービス料金および工事費負担金の精算を免除する。
- 4 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送供給等約款によるものとする。

附 則

(実施期日)

この託送供給等約款以外の供給条件については、平成 30 年 10 月 1 日から実施する。